

第 26 期第 1 回 日野市町名地番整理審議会

令和 4 年 3 月 1 日（火曜日）

議題

1. 日野市の町名地番整理事業について
2. 新井・石田地区の町名地番整理事業について
3. 川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の
町名地番整理事業について

1.日野市の町名地番整理事業について

1. 審議会の役割
2. 町名地番整理の指定基準
3. 住所の整理を町名地番整理で行う理由
4. 町名地番整理の効果

町名地番整理の指定基準

■ 日野市は住居表示制度ではなく、**町名地番整理**で進める

(※住居表示制度：土地の地番とは別に建物に番号をつける制度で○番○号という表し方)
(資料5 日野市町名地番整理基準より)

■ 町名設定の基準

- ・単独町名は採用せず、**複数の丁目で1つの町**を構成する
- ・**町界(町と町の境)**は単純明瞭にするため**道路・水路等の不変性のもの**とする
- ・丁目の起点は原則、**東とし西へ行くにつれて**丁目の数を加える
- ・一丁目の大きさの目安は**15～20ha**(住居地域)
- ・町名の選択は**住民の意向**を尊重する。市内でまぎらわしい類似の名称が生じないようにし、由緒ある名称や親しみ深く簡明で語調の良いものを選択

■ 地番設定の基準

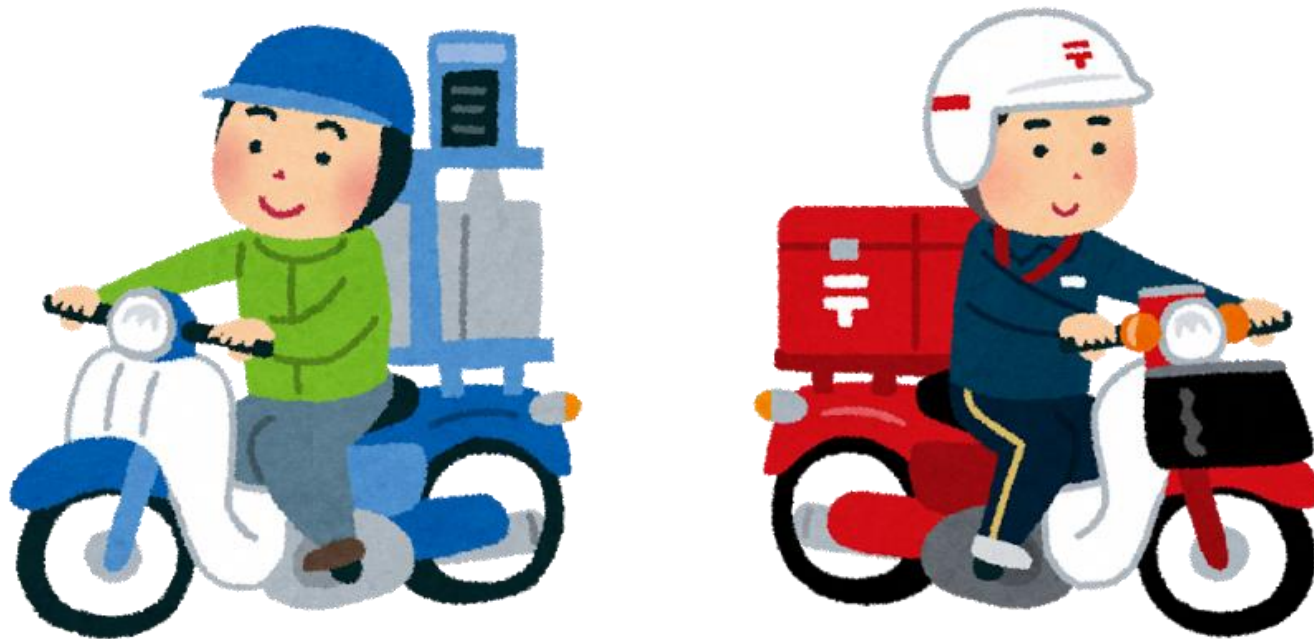
- ・おおむね**5,000m²**をもって一つの親地番とする
- ・**地番の起点は東**に置き、進路は**一定の方式**による(回転式、蛇行式など)
- ・**枝番の起点は東**に置き、進路は**右回転**を原則とする
※42番、44番(忌み番号)はできる限り道路、水路に振る
- ・**地番は登記所**(市では東京法務局立川出張所)が定める



- 地番混乱が市全域におよび、住所の混乱が現市街地以外の地区、道路等の整備がされていない地区に多くあることから、住居表示に関する法律によることは不適當
- 飛び地や大字の不明確さをなくするため町界町名を整理し、また地番と地番区域が広いため4桁の大字が多く、これらを整理するために地番整理を行う
 - 町界町名整理事業と地番整理事業を同時に行う

(日野市新町丁目地番整理調査会答申S42.8.25)

現地訪問の時間短縮・配達、宅配、出張サービスの精度向上を図ることができます。



公共サービスだけでなく、民間サービスでも、例えば、福祉、介護等の現地訪問、配達・宅配・出張サービス等の時間短縮や精度向上につながります。

災害時の避難指示が円滑かつ正確に行うことができます。

(例：大字新井の場合)

町名地番整理実施前

大字新井にお住いの方は避難してください！

どの区域の人まで対象か分からない

町名地番整理実施後

新井〇丁目のみなさんは避難してください！

対象者が明確になる

災害避難区域等が細かく設定できるので、避難の必要な地域、必要ない地域を明確に判断し、より正確な避難勧告を出すことができます。

消防・救急・警察等の緊急自動車の到達時間のさらなる短縮になります。

119番

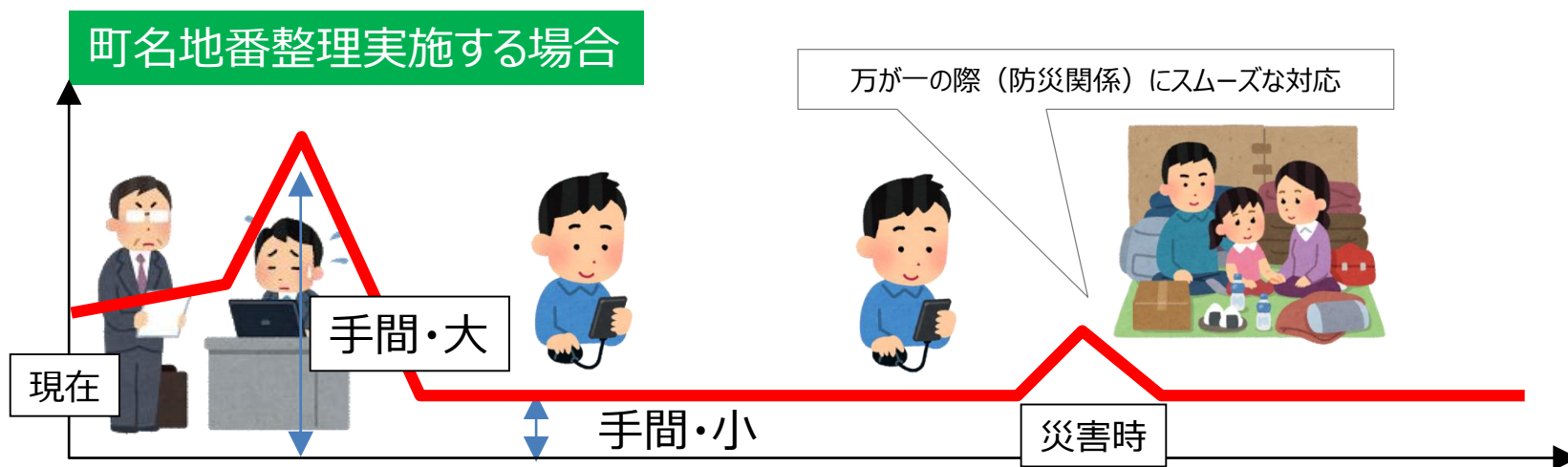
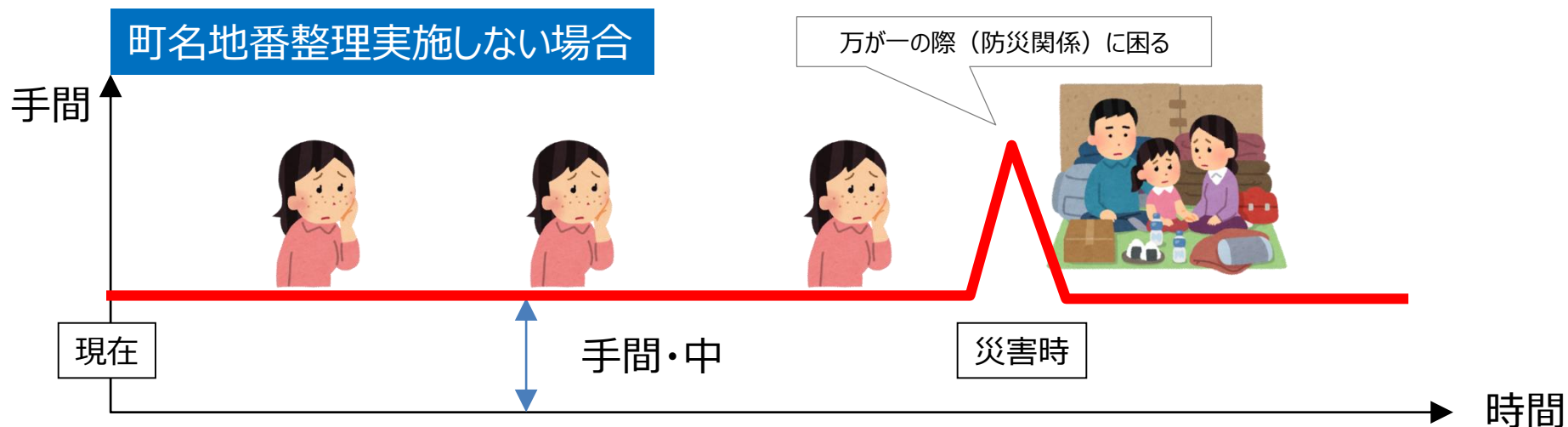


110番



通報を受けてから現場に出るまで、一刻を争う際に、目標付近の道が複雑な場合でも、道のり選択をスムーズに行えます。

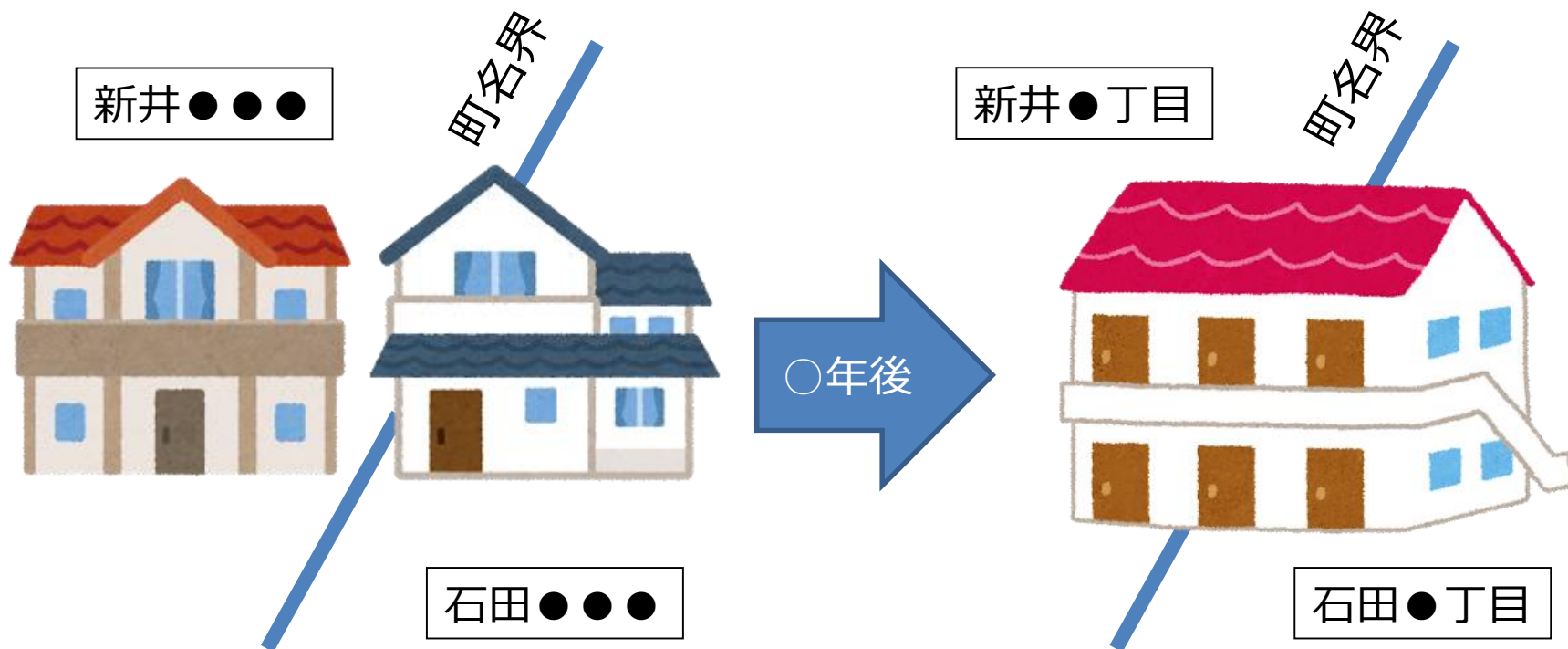
よくある意見「手間がかかるので事業に賛成したくない(イメージ)」



町名地番整理は、一時的に大きな手間(デメリット)がかかりますが、実施後も、継続して効果を得られます。万が一の際も、町名地番が整理されていることで、行政の他にも消防や警察もスムーズな対応が可能となることが期待できます。長い目で見れば、さまざまな効果を受けることができます。

よくある質問「町界は道路、水路とするのか？」

■ 民地と民地を町名界とした場合…（大字新井・大字石田の場合）



既存の筆界を町名界とした場合、マンション等の筆を跨ぐ建物が建てられた際に町名が跨ぐ場合が出てきます。原則、形状が不変とされる地形地物を町名界とする指定方針となっています。

2. 新井・石田地区の町名地番整理 事業について

- 1. 前回の町名地番整理審議会からの流れ**
- 2. 課題と反省点について**

R3年2月26日 第25期第1回日野市町名地番整理審議会

R3年3月12日 地域住民へ町名地番整理事業再開の案内送付

R3年6月21日～ 地域住民への案内資料の送付

R3年7月11日 町名地番整理事業説明会 三沢中学校食堂

出席者 午前 11名 午後 11名

町名地番整理事業個別相談会 新井わかたけ地区センター

R3年7月15日 参加者 6名

R3年7月16日 参加者 5名

R3年7月22日 町名地番整理事業実施

・手続きのしおりについて

1.期限について

→期限のない手続きについて、「お早めにお手続きください」という文言を用いていた為に、手続き期限に対する問い合わせがあった。

次回以降の対応

→期限がない手続きについては、それぞれ文言の最初に「手続きに期限はございませんが～」等の文言の追加を検討する。

2.登記の変更について

→しおり中において、「登記**表題部**の所在欄及び地番は変更不要」とする文章と「登記**権利部**の所有者住所の変更には申請が必要」とする文章が併記されており、問い合わせがあった。

次回以降の対応

→登記の表題部(土地、不動産の所在地)は申請不要で変更され、権利部(所有者の住所)については自身で変更が必要であるということをより分かりやすく記載する。

・町名地番変更通知書について

1. 記載内容について

→内容を「住民票上に同一世帯として登録されている全員の名前が記されている通知書」を10枚配布としたが、個人名での再発行を求められる事例が多くみられた。

次回以降の対応

→個人名の通知書を3枚ずつ配布するなど対応を検討する。

2. 住所と地番の混乱について

→町名地番変更通知書にはあくまで「住所」の変更が記載されているが、通知書の名称に「地番」という文言があるために何の変更に対する通知書なのか混乱を招いた。

次回以降の対応

→通知書の名称を「住所変更通知書」とするなど、分かりやすい案内が出来ないか検討する。

・コロナ禍での事業実施について

- ・新型コロナウイルスの流行を受け、事業を今行うことの意味について、数件の問い合わせが寄せられた。

→事業実施に当たり、以下のような対応を行った。

- ・密を避けるため、新たな試みとして「よくある質問集」を事前配布し、説明会に参加しなくても疑問が解消できるようにした。

- ・個別相談会の実施によって、密を回避した環境で個々に住民の疑問点を解消できるようにした。

これらの他、説明会の予約制導入など、各種感染症対策を講じて事業を行うことが出来た。

3. 川辺堀之内・上田・宮・豊田地区 の町名地番整理事業について

1. これまでの振り返り
2. 市の区域の考え方について
3. 今後のスケジュールについて

1. これまでの振り返り
2. 市の区域の考え方について
3. 今後のスケジュールについて

1. これまでの振り返り

- ① 第23期第1回日野市町名地番整理審議会を開催（平成27年12月18日）
川辺堀之内地区の町区域案の＜協議＞



- ② 審議会・懇親会を開催し、川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の町名地番整理事業の区域の検討を重ねる



- ③ 第24期第2回日野市町名地番整理審議会を開催（平成31年2月15日）
区域案を提案し＜協議＞を行う＞審議会の中で、**住民合意が得られているのであれば**、「市民生活において、地名が万願寺として定着しているという事情と、歴史的・地域的経緯を総合的に考慮し、別府神社について、「宮」とし、「万願寺」については変更しない」方向で一旦話がまとまった。



- ④ 第25期第1回 日野市町名地番整理審議会を開催（令和3年2月16日）
宮自治会からの「宮の町名地番の嘆願書（**第15-10号「宮」町名の存続、及び万願寺に繰り入れられた「宮」地区の見直しを求める請願**）」、「日野市町名地番整理審議会に関する嘆願書」を受け、市の対応案の協議を行う
➢ 第24期第2回日野市町名地番整理審議会の内容の訂正
縁辺部の地域住民と再度調整を行い、合意形成を図る

➡ **取り組みの承認**



- ⑤ 各自治会への審議会の報告
・新川崎街道を町界とする当初案で仕切り直し調整を図る
・縁辺部の住民に個別の意向確認を実施する

1. これまでの振り返り
2. 市の区域の考え方について
3. 今後のスケジュールについて

2. 市の区域の考え方について

1. 土地区画整理事業の換地処分の対応

- ① 川辺堀之内土地区画整理事業の事業完了時に併せて、（土地区画整理事業により、土地の換地が行われるため）町名地番整理事業の手続きが必要になるため、町名地番整理事業を実施します。
- ② 町名地番整理事業を実施する際は、隣接する周辺と併せて町名地番を実施することを検討することになっており、大字上田、大字宮、大字豊田も区域に含める方向で検討を行ってきました。

- ・川辺堀之内土地区画整理事業の事業区域の一部が大字上田に重なっており、大字上田も一緒に町名地番整理事業を行う必要があるため。
- ・大字上田と大字宮は互いに飛び地になっており、大字上田と同時に町名地番整理事業を行う必要があるため。
- ・大字豊田は町名地番整理事業の未実施区域であり、隣接する川辺堀之内地区に整理することが望ましいため。

2. 市の区域の考え方について

● 新川崎街道より西側の万願寺区域について

～町名の区域決定に至る経過説明～

- ①平成15年に開催された平成15年第1回日野市議会定例会にて、**「町区域の新設について」**の議案が**可決**され、万願寺土地区画整理実施区域の町名を万願寺に変更することが決定しました。
- ②その後、**「宮」町名の存続、及び万願寺に繰り入れられた「宮」地区の見直しを求める請願**（P 8 参照）が市議会に提出され、まちづくり建設委員会の審査を得て平成 1 5 年第 3 回日野市議会定例会で**採択**されました。

請願の主旨

- ・大字宮の「宮」を残すこと
- ・万願寺三丁目（別府神社含む）を宮へ戻すこと
- ・万願寺六丁目（同区画整理区域内南西部）を宮へ戻すこと

2. 市の区域の考え方について

③今回の事業実施に先立ち、地元の自治会代表者との意見交換を実施しました。

④これらの意見や請願内容、及び日野市町名整理施行基準を踏まえ、以下の通り考えをまとめました。



【市の考え】

・日野市町名整理施行基準および請願の主旨に基づき、
単純明瞭な境界の実現と地域の歴史的地名の存続を目的として、
新川崎街道を町界とする。

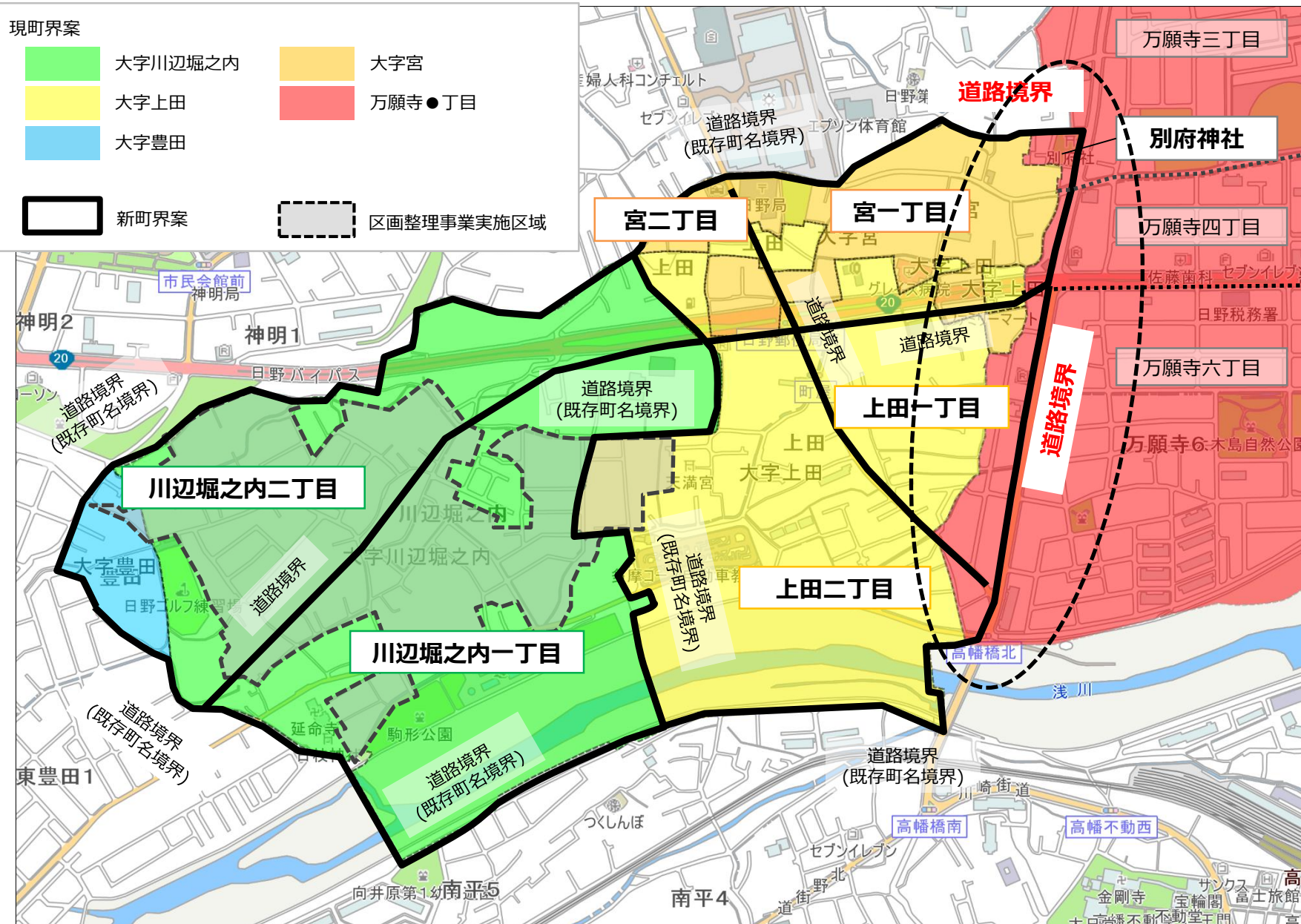
該当する区域（縁辺部）の住民等への説明と意向把握を実施していきます。



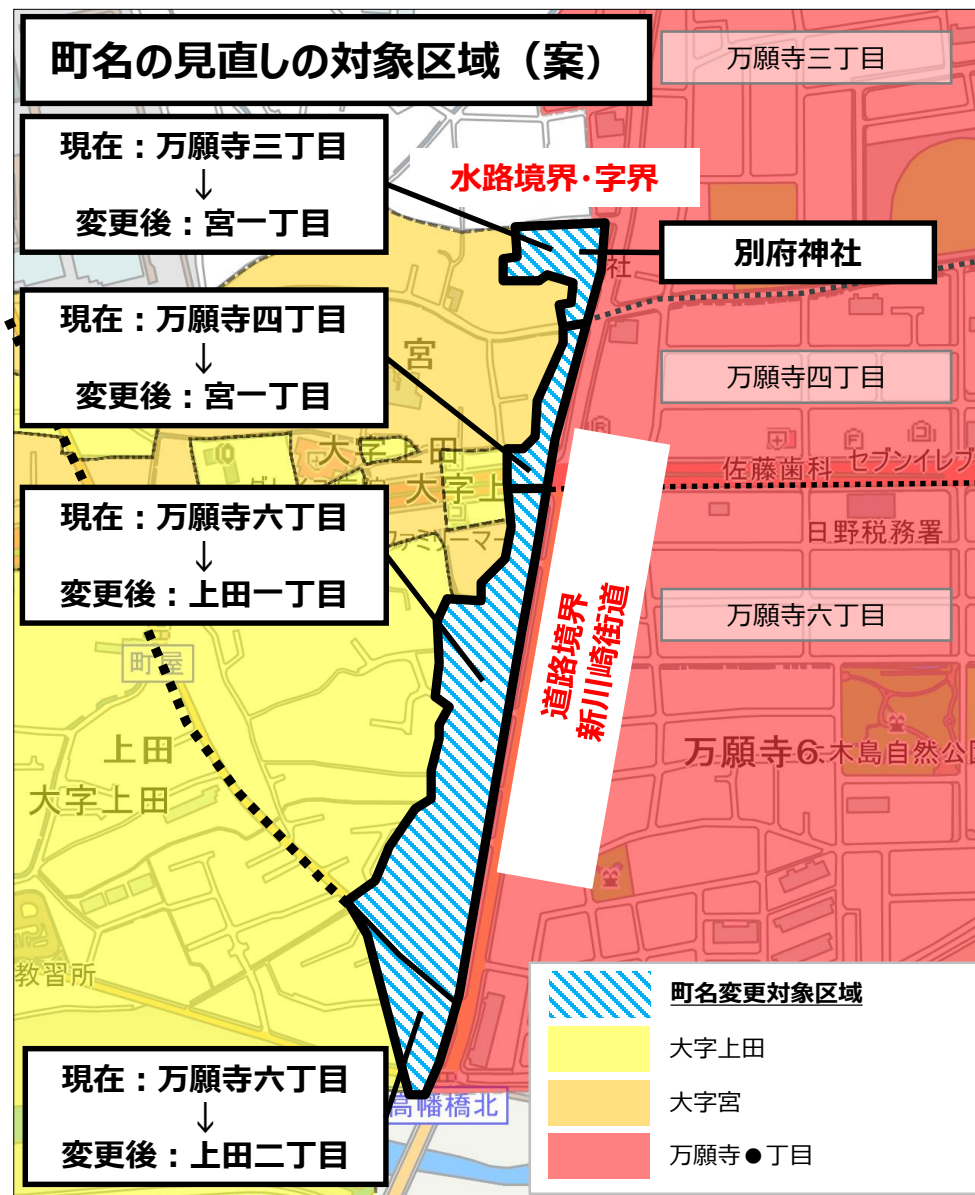
現町界案

	大字川辺堀之内		大字宮
	大字上田		万願寺●丁目
	大字豊田		

 新町界案
 区画整理事業実施区域



2. 市の区域の考え方について（市が新たに提案する区域案の詳細図）



【対象区域の考えについて】

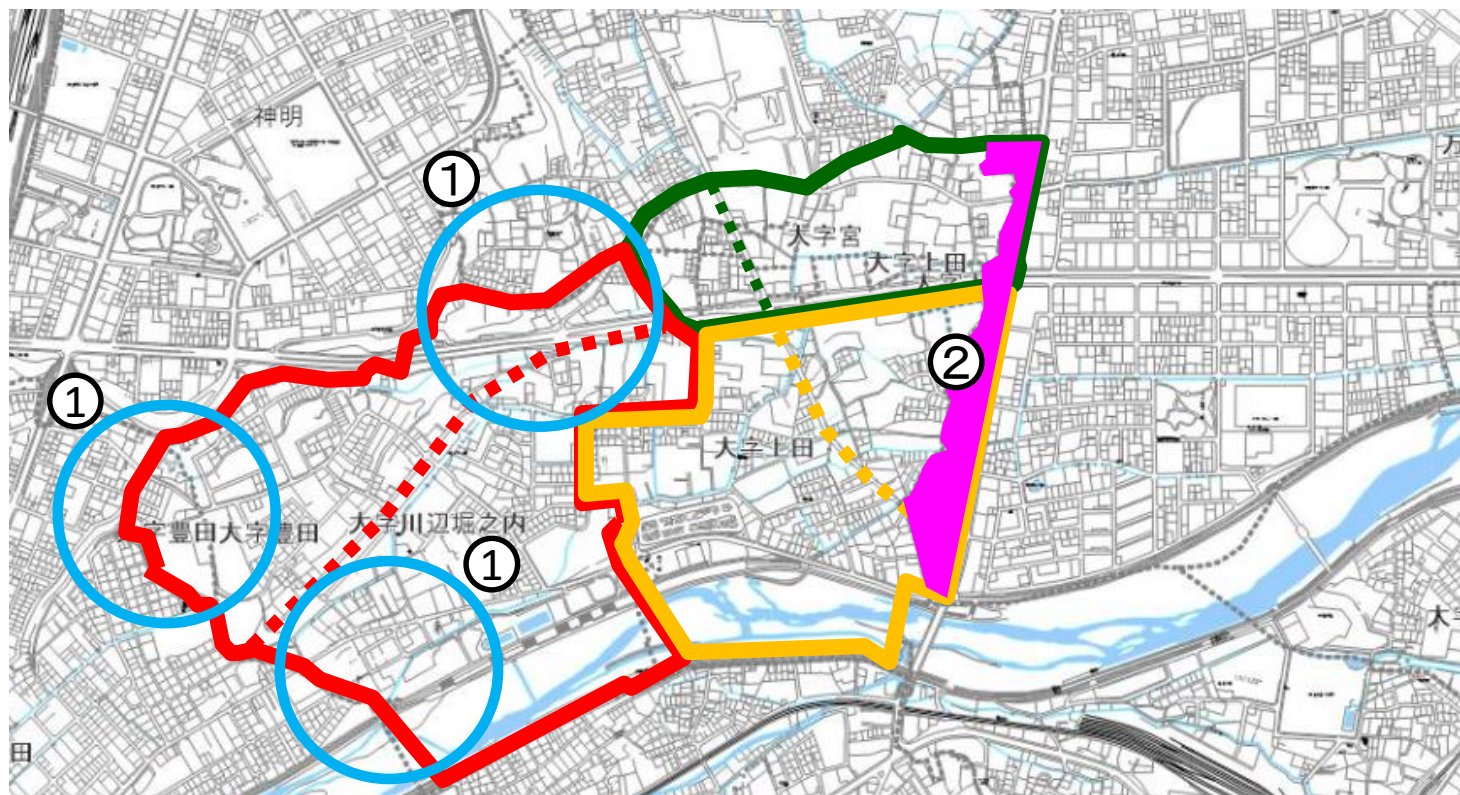
・日野市町名整理施行基準に基づき
単純明瞭な境界とするために、地形
地物である**新川崎街道を町界**としま
す。

・**新川崎街道西側のまちの一体性や
請願の主旨でもある地域の歴史的
背景（もともと大字宮・大字上田で
あったこと）**を踏まえ今回の区域案を
ご提案しています。

【具体的な変更案】

- ・万願寺三丁目 ➡ 宮一丁目
- ・万願寺四丁目 ➡ 宮一丁目
- ・万願寺六丁目 ➡ 上田一丁目
上田二丁目

1. これまでの振り返り
2. 市の区域の考え方について
3. 今後のスケジュールについて



川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の町名地番整理事業の実施にあたり、下記の2つの作業を並行して実施していきます。

- ①川辺堀之内土地区画整理事業区域の隣接部（大字川辺堀之内・大字豊田）へ事業の周知及び町界についての説明。**
- ②請願第15-10号の主旨を踏まえ、新たに町名の変更をするため、新川崎街道西側（万願寺三丁目、四丁目、六丁目）に対して事業の説明及び意向把握。**

① 川辺堀之内土地区画整理事業区域の隣接部（大字川辺堀之内・大字豊田）へ事業の周知及び町界についての説明。

1. 川辺堀之内土地区画整理事業区域外の地権者・住民に対して事業の周知（**川辺堀之内自治会への回覧・説明会の実施**）を予定。
2. 川辺堀之内土地区画整理事業組合を通して、町名地番整理事業の周知（**区画整理組合への回覧・説明会の実施**）を予定。

② 請願第15-10号の主旨を踏まえ、新たに町名の変更を図る、新川崎街道西側（万願寺三丁目、四丁目、六丁目）に対して事業の説明及び意向把握。

1. 新川崎街道西側の地権者・住民等に対して、請願の経過や新たに町名を見直すことについて、**市の考え**を説明予定。
2. 宮、上田自治会に対して、新川崎街道西側の町名地番の変更を検討している旨の周知（**自治会への回覧**）を予定。